

# 太陽光発電設備に関する過去のお問い合わせと対応状況等 (令和6年3月更新)

## 1. 市への届出等

太陽光発電設備計画について、事業者が市に申請すべきことはありますか。

固定価格買取制度（FIT・FIP制度）の事業計画認定申請は国へ申請をしていただく必要がございます。また、令和6年4月から、FIT・FIP制度の事業計画の認定を受ける場合は、事業計画認定申請の90日以上前に、周辺地域の住民への説明会の開催、もしくは事業計画の事前周知措置の実施が必要となります。

市への手続きとしては、太陽光発電設備を設置される際は、農地を転用する場合の農地転用の許可や、土地の区画形質の変更面積が1,000㎡を超える場合の「山口市の生活環境保全に関する条例」の届出等が必要となる場合がございます。

詳しくは「太陽光発電設備を設置・操業される皆様へ」をご覧ください。

※市ウェブサイトの掲載箇所

<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/19491.html>

トップページ > 組織で探す > 環境政策課 > 太陽光発電設備を設置・操業される皆様へ

## 2. ガイドラインの遵守・周辺環境の配慮

太陽光発電設備に関するガイドラインはありませんか。

資源エネルギー庁において、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」が作成されています。

事業計画策定ガイドラインでは、事業者は地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることとされ、保守点検・維持管理並びに終了後の撤去・処分等の適切な実施の遵守を求めているほか、違反時には国が認定の取消しをできるようになっています。

説明会及び事前周知措置実施ガイドラインでは、事業者が地域住民の皆様に対して事前に事業計画についての説明会の開催または事前周知措置の実施をするための留意事項が記載されており、国の事業計画の認定申請の際には、ガイドラインに沿った説明会の実施等がされているかを国が確認をすることとなっております。

また、環境省においては、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」が作成されています。環境影響評価法や環境影響評価条例の対象にならない規模の事業について、発電事業者をはじめ、太陽光発電設備の設置・運営に関わる様々な立場の方が環境面での課題に気づくことを支援し、発電事業者等における自主的な環境配慮の取組を促すものです。その他の関連するガイドラインについても紹介されています。

本市では、市への届出等の際に各ガイドラインに沿った事業運営を行うよう周知する文書を事業者へ配布しているほか、必要に応じて現地確認を行い、適切な事業運営がなされるよう対応をすることとしております。

道路補修の約束等、事業者との申し合わせ事項が守られていません。

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」では、事業者が自治体や地域住民と設置時に合意した事項などがある場合は、当該合意事項に則して適切に対応することが必要であるとされていますので、事業者に今後の適切な対応を依頼しました。

### 3. 住民説明会

太陽光発電の設置計画があると聞きましたが、住民説明会が開かれておらず、事業の概要がわかりません。

当事業が国の行う固定価格買取制度（FIT・FIP 制度）の事業計画の認定を受ける場合は、令和 6 年 4 月から、事業計画認定申請の 90 日以上前に、周辺地域の住民に対する説明会の開催、もしくは事業計画の事前周知措置の実施が必要となります。

また、それ以外の事業計画に関しても、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に「事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。」とあることから、必要な対応を取るよう要請を行うこととしております。

### 4. 環境アセスメント（環境影響評価）

太陽光発電設備は環境アセスメント（環境影響評価）制度の対象になりますか。

太陽光発電設備の建設等による環境影響が顕在化している状況を踏まえ、環境影響評価法及び山口県環境影響評価条例の対象事業として太陽光発電設備が追加されています。

#### <環境影響評価法>

令和 2 年 4 月 1 日から対象事業として追加されました。

対象：第 1 種事業（必ずアセスメントを行う） 4 万 kW 以上

第 2 種事業（アセスメントが必要かどうか個別に判断される）

3 万 kW 以上 4 万 kW 未満

#### <山口県環境影響評価条例>

令和元年 6 月 1 日から対象事業として追加されました。

対象：第 1 種事業（必ずアセスメントを行う） 面積が 100ha 以上

第 2 種事業（アセスメントが必要かどうか個別に判断される）

面積が 50ha 以上 100ha 未満、または森林伐採区域が 20ha 以上

### 5. 人体や自宅への影響の心配

電磁波による被害はありませんか？

太陽光発電設備から発生する電磁波は一般の家電製品から発生する電磁波と大きな差はなく、国際基準及び国内基準を大きく下回っています。

また、電磁波は距離が離れるほど大きく減衰する性質を持っています。

不安な場合はパワーコンディショナーを離れた場所に設置してもらうことや、電磁シールドの設置を依頼することが考えられます。

自宅前に太陽光発電設備が設置されて、暑くて生活できません。

事業者へ相談するようお伝えしました。

相談者宅に事業者負担でエアコンが設置されることで解決された事例もあります。

太陽光発電設備が設置されますが、自宅への反射光、輻射熱害が心配です。

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」では、事業者は太陽光パネルからの反射光が周辺環境を害することがないように、適切な措置を講ずるよう努めることになっています。

事業者には計画を確認して、パネルの向きや設置位置等の変更の依頼や、防眩モジュールの使用を検討することなどを相談するようお伝えしました。

<事業者の対応例>

- ・住宅に近いパネル設置を減らすほか、柵塀との距離をとった設置
- ・玄関前に仮設のパネルを置き、反射の状況等を確認
- ・設置後の暑さ対策のため、事業者負担でエアコンを設置
- ・住宅と太陽光発電設備との間に反射光を防ぐための設備を設置

## 6. 設備の不備や維持管理について

設置された太陽光発電設備にフェンス等がないことから危険に感じます。

現地確認で不備を確認した場合には、事業者には早急な対応を指示しています。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）では、事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずることが認定基準となっています。また、運転開始後も適切に発電設備の設置場所を管理し、地域へ配慮することを求めることから、柵塀の改善を求めるとともに、今後設置する場合についても配慮を依頼しました。

<「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の遵守事項>

- ・外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と十分な距離を確保した上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。
- ・柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。
- ・発電設備の設置後速やかに設けることが望ましく、遅くとも運転開始までには設置を完了することが必要である。

設置された太陽光発電設備に標識が掲示されていないため、必要ときに事業者へ連絡が取れず不安です。

現地確認で不備を確認した場合には、事業者にも早急な対応を指示しています。

<「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の遵守事項>

- ・出力 20kW 以上の太陽光発電事業者は、発電設備の外側から見えやすい場所に事業計画における項目について記載した標識を掲示すること。
- ・標識は、設置工事の開始後、速やかに掲示し、売電期間終了まで行うこと。

太陽光発電設備の事業者と、今後の維持管理について協議したいと考えていますが、相手方が分かりません。

代理人等に連絡を取っていただき、相談をしてください。

事業者には、適正な維持管理が義務付けられていますので、操業後に何か問題が発生した際は事業者にも連絡を取ったり、市にも相談してください。工事車両の通行により破損した道路を、事業者負担で補修した事例もあります。

そのほか、事業者と個人、地元自治会等との間で維持管理に関する協定書を締結した事例もあります。

代理人等が分からない、話を取り合ってもらえない場合は、市へご相談ください。